

(参 考)

神戸市都市計画審議会運営要綱 新旧対照表

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市都市計画審議会規則 (平成12年7月規則第30号) 第4条の規定に基づき、神戸市都市計画審議会 (以下「審議会」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この要綱は、神戸市都市計画審議会条例施行規則 (平成12年7月規則第30号) 第4条の規定に基づき、神戸市都市計画審議会 (以下「審議会」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

(代理出席)

第3条 条例第2条第2項第3号に係る委員及び同項同号に係る臨時委員が事故その他やむ得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

第3条 条例第2条第2項第3号に係る委員及び\_\_\_\_\_臨時委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できない場合にあって、あらかじめ会長の承認を得たときは、代理人を出席させることができる。

2 [略]

(会議の傍聴)

第6条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

4 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で\_\_\_\_\_、傍聴整理簿に住所、氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

5 [略]

6 [略]

7 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は、それぞれ次の各号に定めるところによる。但し、報道機関を除く。

7 一般席の傍聴人の定員は、30人とする。

(1) 1号館23階1235会議室 15人

(2) 1号館14階大会議室 30人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

8 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

9 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険物を持っている者

(2) [略]

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

10 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他これらに類する行為をしないこと。

(3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻きその他これらに類する物を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由により会長の許可を得たときはこの限りではない。

(5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。

(6) 飲食をしないこと。

(7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をし

8 傍聴章 \_\_\_\_\_ は、傍聴を終え、退場しようとするとき は返還しなければならない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携行している者

(3) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携行している者

(1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。

(2) みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(3) 帽子、コート、マフラーの類を着用してはならない。ただし、病気その他正当な理由により会長その他会議の進行をつかさどる者の許可を得たときはこの限りではない。

(4) 携帯電話等の無線機を使用してはならない。

(5) 飲食又は喫煙をしてはならない。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をし

ないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

11 傍聴人は、審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

12 [略]

13 [略]

14 傍聴人がこの要綱に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録の作成)

第7条 [略]

2 [略]

3 会議録は、会長の指名する委員2人が署名押印するものとする。

てはならない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしてはならない。

11 傍聴人は、審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長その他会議の進行をつかさどる者の許可を得た者は、この限りでない。

14 傍聴人がこの要綱に違反したときは、会長その他会議の進行をつかさどる者は、当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

3 会議録は、会長の指名する委員2人が署名その他の方法で確認するものとする。